

旭川市行政不服審査会

審査請求人, 参加人, 審査庁

■ 調査審議の準備手続

① 審議日程の調整, 調査審議資料等の作成

第1回

■ 1 事務局から諮問内容の説明

- ① 事案の概要, 審査請求人等及び処分庁の主張の説明
- ② 審理員の審理手続の経過説明等
- ③ 審査庁の裁決に対する考え方についての説明

■ 2 具体的な調査審議

事務局からの諮問内容の説明を踏まえ, 主に次の点を確認しながら調査審議します。

調査審議項目

諮問を要しない場合, 審議を要しない場合への該当の有無

法に定める調査実施の要否

審理員が行った審理手続の適正性

審査庁の裁決に対する考え方の妥当性

視点

法第43条第1項各号に該当しないかどうか

審査関係人への主張書面等の求め等が必要かどうか

法定の審理手続(審査請求人への弁明書の送付等)を適正に行っているかどうか

法令解釈を含め, 記載事項の妥当性を確認し, 諮問書をたたき台に答申の方向性を確認する

諮問

諮問

諮問

諮問

諮問

答申

審査庁

・審理員から提出のあった意見書を踏まえ, 旭川市行政不服審査会に諮問を行う

口頭意見陳述申立て期限の通知, 主張書面等提出期限の通知(様式第1号)

口頭意見陳述の申立て(第3号)主張書面等の提出

審査会で必要と認めた場合のみ

主張書面等提出依頼(様式第2号)

主張書面等提出

申立てがあった場合のみ

口頭意見陳述の諾否の応答(様式第4号又は様式第5号)

審査庁

・審査庁に対する答申を受け取り, 裁決書とともに審査請求人, 参加人に写しを送付
・裁決内容を公表

審査関係人は口頭意見陳述申立て及び主張書面等の提出の権利が認められています。効率的に審議を進めるためにも, 諮問を受けたら, 審査会開催前に審査関係人に通知します。なお, 提出等の期限は2週間後とします。

審査会の調査審議の過程で, 審査関係人に対して確認する事項があれば, その内容について確認を求めます。

他にも
(1) 閲覧等の可否
(2) 手続の併合又は分離の実施 などについて審議

※処分の内容が客観的な根拠に基づいていて処分の必要性が明らかでないものについては, 1回目の審査会で答申を決定することもある。

■ 1 答申の決定

事務局からの答申案を検討し, 答申を決定します。

※意見陳述の申立てがあった場合には, 1回目でその要否を決定し, 意見陳述を行う場合は2回目に意見陳述を行い, 3回目に答申を決定します。

・答申内容を公表